

○総務省令第四十六号

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三十三条の五の九及び第三十三条の五の十の規定に基づき、地方債に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月三十日

総務大臣 高市 早苗

地方債に関する省令の一部を改正する省令

地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(法第三十三條の五の九及び第三十三條の五の十の額の算定方法)</p> <p>第二條の十五 法第三十三條の五の九及び第三十三條の五の十に規定する 総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公 共団体の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に千円未満の端数が あるときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>一 当該年度に地方交付税法第十条第一項の規定による普通交付税(以 下次号において「普通交付税」という。)の交付を受けない地方公共 団体 次のイ又はロに掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該イ又は ロに定める額</p> <p>イ 都道府県 (1)に掲げる額に(2)に掲げる額を加えた額</p> <p>(1) 当該年度の特別法人事業税の収入見込額に当該年度の前々年度 の法人の事業税の収入額の決算額(地方税法第一条第一項第五号 に規定する標準税率相当分に限る。以下この号において「法人事 業税の決算額」という。)の総額に対する当該都道府県の当該年 度の前々年度の法人事業税の決算額の割合を乗じて得た額と当該 年度の地方法人特別税の収入見込額に当該年度の前々年度の法人 事業税の決算額の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年 度の法人事業税の決算額の割合を乗じて得た額との合算額から当 該年度の特別法人事業譲与税の収入見込額(当該年度において特</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p>

別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号。以下この号において「特別法人事業税法」という。）第三十条第二項第二号に規定する財源超過団体がある場合には、財源超過団体にあつては（i）に掲げる額とし、同項第三号に規定する財源不足団体にあつては（ii）に掲げる額とする。）を控除した額（当該額が負数となるときは、零）

（i）特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十一号）第二条に規定する特別法人事業譲与税の収入見込額を同令第一条に規定する人口（以下この号において同じ。）で按分した額（以下この号において「特別法人事業譲与税収入見込額」という。）から特別法人事業譲与税収入見込額の百分の七十五に相当する額（当該額が当該財源超過団体に係る特別法人事業税法第三十条第二項第四号に規定する財源超過額を超える場合には、当該財源超過額とする。）を控除した額

（ii）当該財源不足団体に係る特別法人事業譲与税収入見込額に財源超過団体における（i）に規定する控除した額の合算額を各財源不足団体の人口で按分した額を加えた額

（2）（i）に掲げる額から（ii）に掲げる額を控除した額（当該額が負数となるときは、零）

（i）次の算式により算定した地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この号において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）及び地方税法等の一部を改正

する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この号において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）の施行による当該年度の道府県民税（地方税法第四条第二項第一号に掲げる税のうち第七百三十四条第二項に規定する都民税を含む。以下同じ。）の法人税割の減収額と地方税法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下この号において「法人事業税交付金」という。）の交付額の合算額

算式

$$A \times B \times C + D \times E \times F$$

算式の符号

- A 当該年度の道府県民税の法人税割の収入見込額
- B 四
- C 当該年度の前々年度の道府県民税の法人税割の決算額（地方税法第一条第五号に規定する標準税率相当分に限る。以下この号において「道府県民税の法人税割の決算額」という。）の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の道府県民税の法人税割の決算額の割合
- D 当該年度の法人事業税の収入見込額
- E 百分の七・七
- F 当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の法人事業税の決算

額の割合

(ii) 次の算式により算定した社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この号において「抜本改革法」という。）の施行による当該年度の地方消費税の増収額（以下次号において「地方消費税増収額」とさす。）

算式

$$A \times B \times C \times 1 / 2 - D$$

算式の符号

- A 当該年度の地方消費税の収入見込額
- B 二十二分の十二
- C 当該年度の前々年度の地方消費税の決算額の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の地方消費税の収入額（地方税法第七十二条の百十四の規定による清算後の額をいう。）の割合
- D 地方消費税の収入額のうち持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百二号）第二章に規定する制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に係るもの（以下この号において「社会保障関係分」という。）に活用する額として総務大臣が調査した額

ロ 市町村（特別区を含む。以下同じ。）（1）に掲げる額から（2）に掲げる額を控除した額（当該額が負数となるときは、零）

- (1) 次の算式により算定した平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による当該年度の市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち第七百三十四条第二項に規定する都民税を含む。以下同じ。）の法人税割の減収額

算式

$$A \times B \times C$$

算式の符号

A 当該年度の市町村民税の法人税割の収入見込額

B 六分の六・三

C 当該年度の前々年度の市町村民税の法人税割の決算額（地方税法第一条第五号に規定する標準税率相当分に限る。以下

この号において「市町村民税の法人税割の決算額」という。

）の総額に対する当該市町村の当該年度の前々年度の市町村民税の法人税割の決算額の割合

- (2) 次の算式により算定した抜本改革法の施行による当該年度の地方税法第七十二条の百十五第二項の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下この号において「地方消費税交付金」という。）の増収額（以下次号において「地方消費税交付金増収額」という。）及び法人事業税交付金の収入額の合算額

算式

$$\frac{A \times B \times C \times 1}{2 - D + E \times F \times G \times H}$$

算式の符号

A 当該年度の地方消費税の収入見込額

B 二十二分の十二

C 当該年度の前々年度の地方消費税の決算額の総額に対する当該市町村の当該年度の前々年度の地方消費税交付金の決算額の割合

D 地方消費税交付金の収入額のうち社会保障関係分に活用する額として総務大臣が調査した額

E 当該年度の法人事業税の収入見込額

F 百分の七・七

G 当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の割合

H 各市町村の従業者数で按分する率

二 当該年度に普通交付税の交付を受ける地方公共団体に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 都道府県 (1)又は(2)に掲げる額

(1) 当該年度の普通交付税の額が前号イに定める額に百分の七十五を乗じて得た額から地方消費税増収額に百分の二十五を乗じて得た額を控除した額（以下この号において「都道府県普通交付税補てん額」という。）に満たない都道府県 前号イに定める額から

<p>当該年度の普通交付税の額を控除した額</p> <p>(2) 当該年度の普通交付税の額が都道府県普通交付税補てん額以上である都道府県 前号イに定める額と地方消費税増収額との合算額に百分の二十五を乗じて得た額</p> <p>ロ 市町村 (1)又は(2)に掲げる額</p> <p>(1) 当該年度の普通交付税の額が前号ロに定める額に百分の七十五を乗じて得た額から地方消費税交付金増収額に百分の二十五を乗じて得た額を控除した額（以下この号において「市町村普通交付税補てん額」という。）に満たない市町村 前号ロに定める額から当該年度の普通交付税の額を控除した額</p> <p>(2) 当該年度の普通交付税の額が市町村普通交付税補てん額以上である市町村 前号ロに定める額と地方消費税交付金増収額との合算額に百分の二十五を乗じて得た額</p>	
---	--

備考

表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和元年十月一日（次条において「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 施行日から令和二年三月三十一日までの間における附則第二条の十五の規定の適用については、同条第一号中「乗じて得た額」と当該年度の地方法人特別税の収入見込額に当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の割合を乗じて得た額との合算額」とあるのは「乗じて得た額」と、「四」とあるのは「三・二分の一・八」を、「 $A \times B \times C + D \times E \times F$ 」とあるのは「 $A \times B \times C$ 」と、「 $\frac{11}{12}$ 分の十一」とあるのは「 $\frac{17}{7}$ 分の七」を、「 $\frac{1}{6}$ 分の六・三」とあるのは「 $\frac{9}{7}$ 分の九・七」を、「 $A \times B \times C \times 1 \div 2 - D + E \times F \times G \times H$ 」とあるのは「 $A \times B \times C \times 1 \div 2 - D$ 」とする。

2 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間における附則第二条の十五の規定の適用については、同条第一号中「四」とあるのは「四・二分の五・八」と、「当該年度の法人事業税の収入見込額」とあるのは「当該年度の法人事業税の収入見込額に当該年度の前々年度の前々年度に納付される法人事業税の決算額の総額に対する当該年度の前々年度の十月から二月までに納付される法人事業税の決算額の割合に一を加えた率を乗じた額」と、「 $\frac{5}{7}$ 分の七・七」とあるのは「 $\frac{4}{5}$ 分の三・四」と、「 $\frac{11}{12}$ 分の十一」とあるのは「 $\frac{11}{11}$ 分の十一」を、「 $\frac{1}{6}$ 分の六・三」とあるのは「 $\frac{15}{7}$ 分の八・九」を、「従業者数」とあるのは「市町村民税の法人税割額」とする。

3 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間における附則第二条の十五の規定の適用については、同条第一号中「する税」とあるのは、「する税に三分の一を兼じて得た税と必ず甲村の甲村民税の法人税割額で按分する税に三分の二を兼じて得た税とを合算した税」とする。

4 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間における附則第二条の十五の規定の適用については、同条第一号中「する税」とあるのは、「する税に三分の二を兼じて得た税と必ず甲村の甲村民税の法人税割額で按分する税に三分の一を兼じて得た税とを合算した税」とする。

(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除